

産商第 192 号

平成 14 年 12 月 20 日

株式会社 京都エステート
代表取締役 金子 武久 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成 14 年 4 月 26 日付で届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ洛南ショッピングセンター
京都市南区吉祥院御池町 31 番地

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 11 年通商産業省告示第 375 号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗周辺での違法駐車について、引き続き、防止のための取組を講じられるほか、騒音について、北側平面駐車場及び南側スロープの騒音防止に係る夜間使用制限を確実に履行するとともに、その他店舗内から発生する騒音についても周辺の地域の生活環境に対して配慮することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日28,748台、休日22,856台（平成11年度道路交通センサス、観測地点番号5,009（南区吉祥院御池町））である京都環状線（西大路通）に面しており、都市計画上の工業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側及び東側に道路を隔てて低層住宅、集合住宅等、南側には工場及び集合住宅、西側に西大路通を隔てて集合住宅、事業所、店舗等が立地している。

なお、店舗前面の西大路通は休日等に右折入庫による入場待ち行列が発生しているほか、周辺路上には短時間駐車による違法駐車も見受けられる。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、店舗周辺の路上の違法駐車、店舗内における自転車の整理、従業員の帰宅時及び店舗敷地内での青少年による営業時間終了後の喧騒等の苦情が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は、騒音、照明、交通整理、青少年問題を懸念するものの1件であった。

意見の概要については、以下のとおりである。

- ・近隣、周辺住宅に対する騒音、照明問題及び夜間への駐車場利用に伴う騒音問題が予想され、それらへの対策及び交通整理等に対する配慮等を要望する。
- ・青少年の健全育成阻害、非行行為、暴走族の徘徊等に対する対策を要望する。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現状の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が30%であり、変更に伴う等価騒音レベルが1.14 d B上昇するものの、予

測によれば規制基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、店舗周辺での違法駐車について、引き続き、防止のための取組を講じられるほか、騒音について、北側平面駐車場及び南側スロープの騒音防止に係る夜間使用制限を確実に履行するとともに、その他店舗内から発生する騒音についても周辺の地域の生活環境に対して配慮することが望まれる。